

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要

こども誰でも通園制度は、**保護者の就労要件を問わず**、生後6ヶ月から満3歳未満の未就園児が、保育施設等で月に一定時間利用できる新しい制度。令和8年4月からは全ての市町村において実施。

1. 背景

全国的に0～2歳児の約6割が未就園児という状況であり、そうしたこどもを持つ子育て家庭には「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、保護者に対する支援の強化が求められている。

こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されることとなった。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において「乳児等通園支援事業」を規定（令和7年4月1日施行）するとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定（令和8年4月1日施行。令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施。）され、制度の本格実施により、①給付制度となることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することとなる。

2. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

3. 実施主体

市町村（市町村において実施事業所の認可を行う）

4. 実施方法

（ア）対象となるこども

保育所等に通所していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児

(イ) 利用可能時間 (令和7年度)

こども一人当たり月 10 時間上限

(ウ) 実施事業所

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所等

※村内の対象事業所：社会福祉法人 芙蓉会 芙蓉保育園

5. 実施方法

- ① 一般型事業…定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式
- ② 余裕活用型事業…事業所に係る利用児童数が利用総定員に満たない場合、定員の枠を活用して受入れを行う方式

6. 保護者負担 (令和7年度)

こども一人 1 時間あたり 300 円程度を基準とし、各事業者において設定した額を保護者負担とすることが可能。負担額については、保護者が保育事業所（芙蓉保育園）に直接支払う。

7. 単価等 (令和7年度)

（市町村から委託等先への委託料等の支払い）

- (ア) 0歳児：こども一人 1 時間あたり 1,300 円
- (イ) 1歳児：こども一人 1 時間あたり 1,100 円
- (ウ) 2歳児：こども一人 1 時間あたり 900 円

※当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

8. 補助割合 (令和7年度)

国：3/4 村：1/4

9. 実施時期

令和 8 年 4 月から（全国の市町村での実施が必須）